

まつもとほうじん

令和元年
(2019年) 5月号
第532号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



松本法人会部会紹介シリーズ

伊勢町通りには
たくさんのお店
が軒を連ね、広
い歩道では色々
なイベントが開
催されるよ♪

- 主な記事 -

税に関するアンケート集計結果.....	2 ~ 3 頁
税務ポイント.....	4 頁
皆さんこんにちは・塩瀬豪氏.....	5 頁
頑張ってます・打木宏子さん.....	5 頁
法律レポート.....	6 ~ 7 頁
松本法人会 “やまびこ運動” ご協力をお願い... 7 頁	
部会紹介シリーズ行ってきました！伊勢町部会、 女性部コーナー.....	8 頁
前期税務研修会日程のご案内.....	9 頁
会員福利厚生制度 P R.....	10 頁
5 月の予定、自動車税納入のお願い、 松本山雅 F C チケットプレゼントのお知らせ... 11 頁	
インフォメーション、地区トピックス 川柳コーナー、あとがき.....	12 頁
松本法人会 “やまびこ運動” ご協力をお願い... 付録	
第 7 回通常総会記念講演会ご案内.....	付録
第 18 回会員親睦ゴルフ大会ご案内.....	付録

松本法人会伊
勢町部会は、松
本駅お城口方面
の松本市中央 1
丁目と 2 丁目をそ
のエリアとする部会で

す。創業 100 年を超える老舗や若者に人気の
のショップ、話題の飲食店など、大勢の地
元の方や観光客に愛される商店が軒を連ね
ており、古くから商都松本を代表する地域
ですが、時代に合わせて開発も進みその姿
を変えてきました。

(大沢利充編集委員)

第26回

行ってきました！
～伊勢町部会～

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

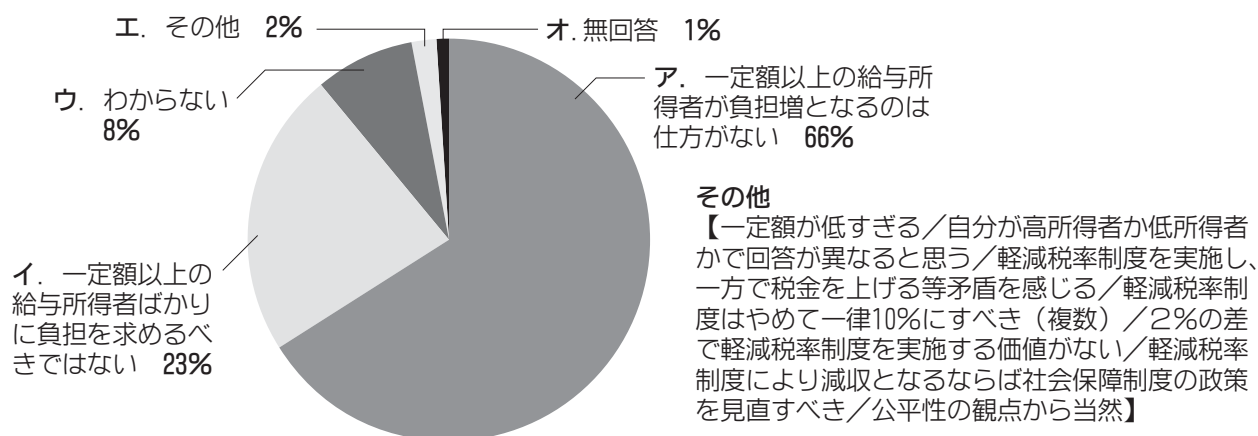
税に関するアンケート集計結果

(ご回答募集期間：平成31年2月～4月)

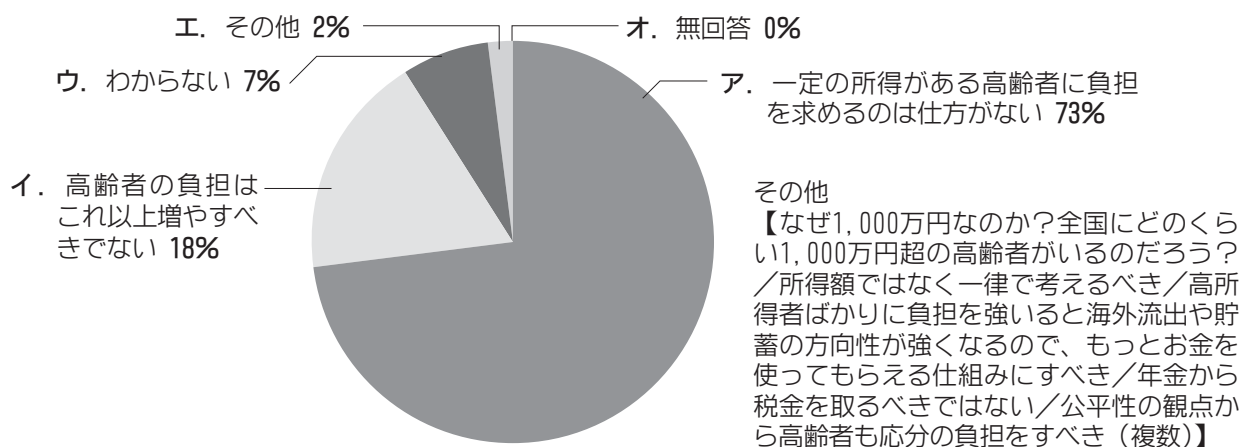
昨年12月21日に閣議決定された「平成31年度税制改正大綱」は、消費税率10%への引き上げを平成31年10月に確実に実施すること、そして引き上げに伴う対応として「需要変動の平準化に向けた取組み」や「軽減税率制度の実施」などが明記されました。また、法人課税関係では、研究開発税制を拡充するとともに、中小企業の法人税軽減税率の特例や中小企業投資促進税制の適用期限を延長する他、個人事業者の事業承継に対する支援なども盛り込まれています。

このような状況のなか、今後の税制の動向について以下の設問にお答えください。

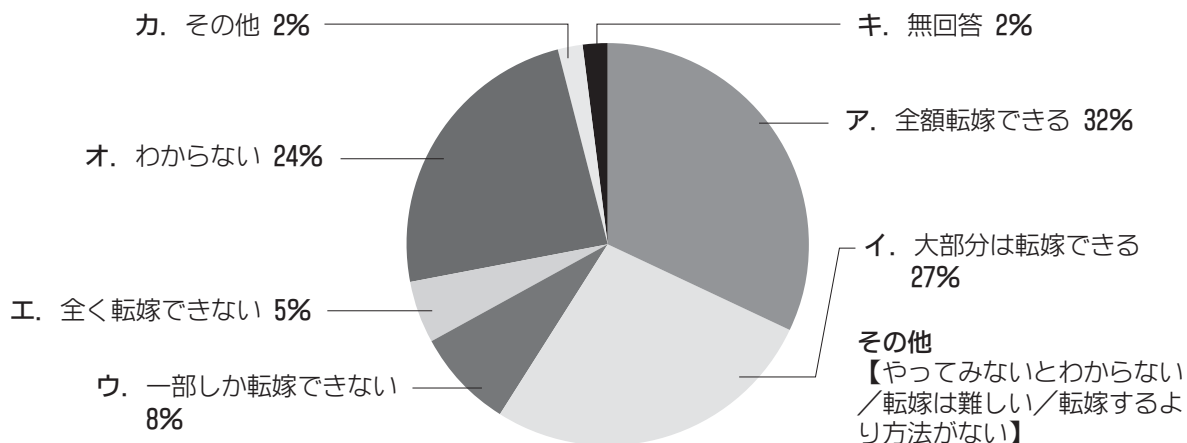
1. 平成30年度税制改正では所得税改革として平成32年分以後の所得税について給与所得控除及び公的年金等控除が一律10万円引き下げられ、基礎控除が一律10万円引き上げられることになりました。また、年収850万円超の給与所得者は、給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられます。今回、一定額以上の給与所得者の負担が増えることについてどう考えますか。なお、この増税分は消費税の軽減税率制度により減収となる部分の財源確保とされています。



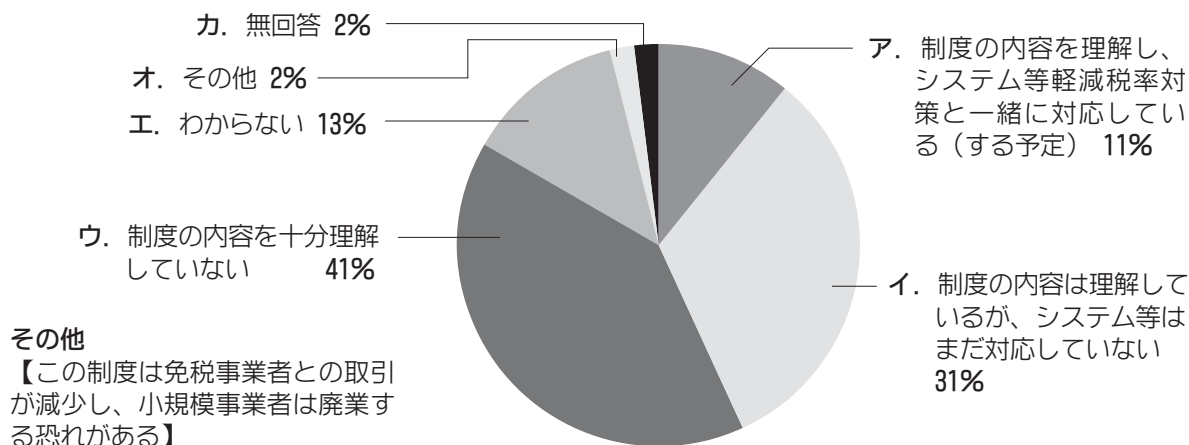
2. 上記設問の所得税改革では、公的年金等の収入が年1,000万円を超える場合の公的年金等控除に上限が設けられるとともに、公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合は、控除額が引き下げられる措置が講じられます。今後も、公的年金等控除などの縮小が検討されることになっていますが、高齢者の負担についてどう考えますか。



3. 平成31年10月から消費税率が10%に引き上げられますが、あなたの会社の価格転嫁の見通しについてお伺いします。



4. 消費税について平成35年10月1日以降は、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります（いわゆるインボイス制度）。適格請求書発行事業者となるためには税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。従って、免税事業者が登録を受ける場合は課税事業者となる必要があります。このインボイス制度についてお聞かせください。



その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

【税体系・行財政全般】所得の再分配の見地から直接税（所得税・相続税等）の累進率を見直す時期に来ている／消費税と所得税は本来別のものであり、軽減税率制度による財源確保はおかしい／法人税減税をするのではなく、大企業からはきちんと税金を取るべき／税はシンプルで公平なものでなくてはならない（複数）／税制が複雑になりすぎて負担が多い。税制は単純化すべき（複数）／これだけ複雑な税制を運用する意味が分からない。納税者が理解できないようにして行政側に都合がいいように誘導されていると思えてならない／国や地方公共団体における無駄遣いが大きすぎる。結果として納税意欲が下がるので、責任の所在や責任の取らせ方を明確にし、お金の使い方を考えた行政を行ってほしい。（複数）／人口が減少しているので独身税を創設したら／税の負担があまりにも重すぎる。国は消費税2%分節約してもらいたい／消費税で国民に負担をかける税制はやめてほしい

【消費税関係】軽減税率がどれだけ大変で経費がかかるか。一律10%にしたほうが大多数の事業者が助かる。（複数）／消費税10%への税率引き上げに対する経済対策は不公平感と無駄な費用の増加をもたらすのでやめたほうが良い。増税の主旨を考えるべき（複数）／システム変更などの補助費用が上げた2%で賄えないため所得税の控除が減らされるなんて意味がない／軽減税率制度に関して複雑すぎて対応が難しい／軽減税率制度反対、中止すべき／景気が減速するので消費税率10%への引き上げ反対／キャッシュレス決済によるポイント還元制度の内容がわからない／インボイス制度についての説明会を行ってほしい

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³⁴〕法人税その48

修繕費と資本的支出の見分け方

Q 修繕費とならないものの見分け方を教えてください。

A 固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として支出した時に損金算入が認められます。

ただし、その修理、改良等が固定資産の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させるものである場合は、その延長及び増加させる部分に対応する金額は、修繕費とはならず、資本的支出となります。

修繕費になるかどうかの判定は修繕費、改良費などの名目によって判断するのではなく、その実質によって判定します。

例えば、次のような支出は原則として修繕費にはならず資本的支出となります。

- (1) 建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額
- (2) 用途変更のための模様替えなど、改造や改装に直接要した金額
- (3) 機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の取替えの金額を超える部分の金額

ただし、一つの修理や改良などの金額が20万円未満の場合又はおおむね3年以内の期間を周期として行われる修理、改良などである場合は、その支出した金額を修繕費とすることができます。

次に、一つの修理、改良などの金額のうちに、修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額がある場合には、次の基準によりその区分を行うことができます。

- (1) その支出した金額が60万円未満のとき又はその支出した金額がその固定資産の前事業年度終了の時点における取得価額のおおむね10%相当額

以下であるときは修繕費とすることができます。

- (2) 法人が継続してその支出した金額の30%相当額とその固定資産の前事業年度終了の時点における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出としているときは、その処理が認められます。

また、災害により被害を受けた固定資産(被災資産)について支出した金額については、次により資本的支出と修繕費の区分をします。ただし、評価損を計上した被災資産を除きます。

- (1) 被災資産につきその原状を回復するために支出した金額は修繕費とします。
- (2) 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止などのために支出した金額については、法人が修繕費とする経理を行っている場合はその処理が認められます。
- (3) 法人が賃借資産(賃借をしている土地、建物、機械装置等をいいます。)につき修繕等の補修義務がない場合においても、当該賃借資産が災害により被害を受けたため、当該法人が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときは、その処理が認められます。

法人が修繕等の補修義務がない販売をした又は賃貸をしている資産につき補修のための費用を支出した場合においても同様です。

- (4) 被災資産について支出した金額(上記(1)及び(2)の金額は除きます。)のうち、修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでないものがある場合において、法人がその金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理を行っているときは、その処理が認められます。

ただし、被災資産の復旧に代えて新規に資産を取得したり、災害の発生を契機としての貯水池や避難緑地などを設置したりする場合は、新たな資産の取得になりますので、修繕費としての処理は認められません。

(法令132、法基通7-8-1~6、7-8-10)

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん
こんにちは♪

合同会社 Le Milieu (ル ミリユウ)

安曇野市明科七貴

代表(醸造家) 塩瀬 豪 氏

『お客様にとって大切な 1 本になりたい』

安曇野市明科にあります Le Milieu (ル ミリユウ) 様は、平成30年3月に創立されました。国の構造改革特区「北アルプス・

安曇野ワイン特区」第1号ワイナリーとして酒造免許を取得し醸造開始の運びとなりました。長い醸造経験をお持ちの塩瀬さんと、ソムリエの齋藤さんがタッグを組み、桑畑であった土地をぶどう畑へと拓き、栽培から収穫、醸造、瓶詰め、販売まで一貫して自分たちの手で行われます。

社名はフランス語で“真ん中”という意味だそうで、見かけだけではなく、本当に良い物として食卓の真ん中に置かれるワインを目指すとの想いが込められています。今はまだ生産本数も少なく希少なワインですが、松本平や安曇野市内のいくつかのレストランで地元の食材を使った美味しい料理と共に味わうことが出来るそうです。地元のお客様はもちろん観光で訪れた方々にも飲んでいただき、いずれは自分たちのワインを飲みにこの地を訪れてくれる人たちが増えることで地域の観光に貢献したいという熱い想いも抱いておられます。

ワインと共に製造されているシードルも美味しく、こちらは低価格でおススメとのこと。購入希望の方は会社に電話で直接お申し込みを。【ル ミリユウ電話番号：0263-62-5507】

(忠地恵子副委員長)



頑張ってます!!

『お好み焼きと甘党の店・いかるがの里』

いかるがの里
松本市大手

打木 宏子さん

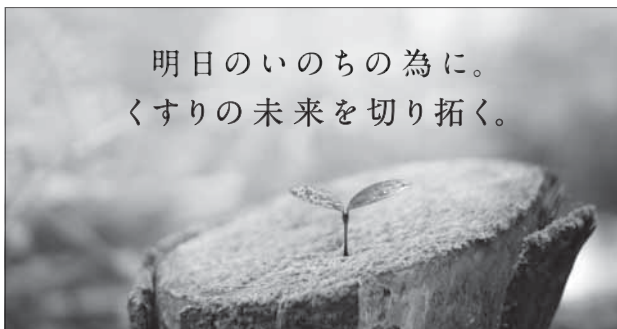
縄手通りを緑町に向かって路地を入ると「お好み焼

きと甘党の店・いかるがの里」と書かれた看板が目に入りました。暖簾をくぐり抜け店に入ると、店主の打木宏子さんの素敵な笑顔の歓迎を受けました。

このお店は昭和35年5月に宏子さんのお父様が大阪で覚えたお好み焼きを松本に持ち込んで開店しました。「いかるがの里」という名は、お父様が大好きだった奈良県の斑鳩の里から名づけられたそうです。店を引き継いだ宏子さんは、お父様の秘伝の味を今も守り続けています。お好み焼きは食材の鮮度で味が大きく変わるそうで、特にソースの新鮮さには気を使います。地元のお客様はもちろん、昔この店を訪れた県外の方も一様に、変わらぬ味とお店の雰囲気懐かしがられるそうです。また、宏子さんは英語も堪能で、近年増えている外国のお客様にもお好み焼きの美味しさを伝えています。

かつてはレスキュー資格を取得するほどスキューバダイビングがお好きだったそうですが、現在のご趣味は習字とのこと。お店にも素敵な書が飾られています。とても美味しいお好み焼きと、宏子さんの楽しいお話に出会える「いかるがの里」に是非お越しください。(大沢利充編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

法 律 レ ポ ー ト**中小企業における事業継承をめぐる法的課題（その2）
—あなたの会社は？—**

三浦法律事務所 弁護士 三 浦 守 孝

**1. 事業継承をめぐる現状**

- (1) 後継者候補がいない中小企業において、約20%がM & Aを具体的に検討又は決定しています。M & Aに関して中小企業が課題だと感じる項目としては、「M & Aに関する情報や知識の不足」、「諸手続に関わる法務、税務、財務等の専門知識の不足」といった知識面の不安が1、2位を占めています。
- (2) 少子化や人手不足といった社会状況にあって、親族内及び従業員のいずれにも適切な後継者を確保することができない中小企業は少なくありません。全国に「事業引継ぎ支援センター」が開設され、益々の活用が期待されると共に、専門家、民間仲介会社、金融機関等の支援機関の連携による層の厚い支援が今後一層求められます。経営者は後継者選定にあわせて計画的に準備を進めることが重要となります。

2. 事業継承支援の概要について**(1)事業継承の類型の定義と選択**

【親族内承継】現経営者の子をはじめとした親族に承継させる方法

【役員・従業員承継】一般的に親族外承継とも呼ばれていますが、「親族以外」の役員・従業員に承継する方法

【社外への引継（M & A等）】株式譲渡や事業譲渡等により承継を行う方法

以上の3つの方法があります。

事業承継を考えるにあたっては、まず後継者がいるかどうかが出発点となります。息子など親族に後継者がいる場合には親族内継承、親族内に後継者がいない場合には従業員継承（内部昇格以外に外部から招聘する場合もあります）いずれにも後継者がいない場合にはM & A等という流れで検討していくことが一般的であります。

(2)事業継承の構成要素

【人（経営）の継承】後継者への経営権の継承であり、会社であれば代表取締役の交代、個人事業主であれば現経営者の廃業・後継者の開業によります。

【資産の継承】事業を行うために必要な資産の継承であり、自社株式を中心とし、社長個人が保有

している設備や不動産などの事業用資産や連帯保証等が対象となります。

【知的資産】財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称であり、経営理念、従業員の技術や技能、ノウハウ、経営者の信用、取引先との人脈、顧客情報、知的財産権、許認可等のことであります。

3. 資産の承継を中心とした各類型の基本的な対応ポイント**(1)親族内承継**

事業承継支援の方針は、円滑かつ安定的に事業を承継させることにあります。そこで、資産の承継であれば、株式や事業用資産を後継者に集中させ、連帯保証を含め金融機関との関係を円滑に承継することが必要となります。株式の状況や経営者個人で保有している事業用資産の状況、連帯保証の状況を確認することから始めます。

株式については、会社法、民法等の関連法を駆使して、解任リスクを避けるため最低でも普通決議が可能な過半数、できれば特別決議が可能な3分の2（最も安定するのは100%）を集中させる対策を検討します。承継方法としては、売買、贈与、遺言等の方法がありますが、遺留分の問題を避けるためには売買を利用します。法定相続は遺産分割前の準共有の問題や、遺産分割による紛争リスクがあるため避ける傾向にあります。また、贈与、遺言の場合に生じる遺留分対策（経営承継円滑化法の遺留分に関する民法の特例の利用も含む）のために、非後継者に配分するための株式、事業用資産以外の資産についても確認しておく必要があります。

事業用資産に関しては、特に経営者所有の不動産を会社が利用していることが多く、当該不動産を後継者に承継させるか、最低でも賃貸借契約等の契約（利用）関係を整備しておく必要があります。

連帯保証については、「経営者保証に関するガイドライン」を確認し、連帯保証の解消を含め、経営者から後継者に円滑に承継することができるように金融機関と調整する必要があります。

(2)従業員承継

株式や事業用資産の承継方法としては、売買が一般的ですが、売買の場合、後継者がどのように買取資金を調達するかが課題となります。融資の場合、民間金融機関のほか、経営承継円滑化法の金融支援による日本政策金融公庫からの融資も検討する必要があります。買取資金を調達できず、株式の所有と経営が分離する場合でも、無議決権株式等の種類株式や属人的株式等の対策もありえます。

経営承継円滑化法が2016年4月に改正され、親族以外へ株式を贈与した場合にも遺留分に関する民法の特例が適用されることになったことに注意が必要となります。

(3)M & A 等

株式譲渡が一般的であります。株式が分散し100%集中させることができなかつたり、一部の事業を譲渡したい場合には、事業譲渡（全部・一部）を利用することもありえます。その他、合併、会社分割等を含め、

債務超過の場合には、事業譲渡自体が詐害行為にならないように注意する必要があります。

M & A 等の場合、特に売上規模が小さい小規模事業者では買い手探しに苦労します。民間のM & A 仲介業者に依頼する場合、その手数料が比較的高額のため利用できるとは限りません。同業の取引先や取引金融機関に当たってもらったり、最寄りの事業引継支援センターに相談するなどして買い手探しを試みる必要があります。

中小企業としては事業価値を高める企業の磨き上げに取り組むことが大切で、ガバナンス・内部統制の向上等、会社の強み作りや経営改善に取り組む必要があります。他の支援機関との連携も重要となります。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三 浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F

TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください！

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い



松本法人会が組織強化に向けた取り組みとして、4千社に上る会員の皆様にお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただいた「法人会やまびこ運動」は、昨年度も皆様からのご協力により大きな成果を上げることが出来ました。（ご紹介件数：210件 ご入会件数：69件）

本年度も引き続き、5月から“法人会やまびこ運動”をスタートし、この運動をきっかけに法人会の輪をより一層広げていきたいと考えておりますので、皆様のお力添えを引き続きお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人 支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます運動です。※詳しくは当月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

本年度も皆様の力強いご協力をお願い申し上げます！！

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第26回

行ってきました! 伊勢町部会

時代と共にその姿を変えて

伊勢町地区は松本市の西の玄関口として、野麦街道の起点や塩の道など交通の要所として古くから栄えてきました。伊勢町の町名の由来は、天正年間（1500年代）に深志城主であった小笠原氏が現在は蟻ヶ崎地区にございます正麟寺を建てる際、そこにあった伊勢神宮を移したことに由来するという説が一般的だそうです。古くは城下町の西口の出入り口だったため、「西口町」と呼ばれ、信濃と飛騨を結ぶ野麦街道の起点として古くから行きかう人々で栄えていました。

昭和30年代には商店街の入り口にネオンアーチ、昭和40年代には伊勢町ダイヤモンドアーケードが建設され、道の両側3mの歩道に付けられたカラー3色の日除けがとても印象的であり、大勢の人々ににぎわい、活気に満ち溢れていました。その後、松本駅前再開発などの影響もあり、一時元気を失った時期もあったそうですが、商店街活性化を目的に行われた整理事業に

よりこの地域でも再開発が行われ、現在の近代的な町並みに生まれ変わりました。広く拡張された歩道のわきには豊かな水をたたえるせせらぎが流れ、暑い季節にはとりわけ訪れる人々に涼を届けます。また、歩道を活用した縁日や物産販売などのイベントも年間を通じて開催され、大勢の人々で賑わいを見せています。

（大沢利充編集委員）

伊勢町部会

該当エリア：松本市中央1丁目、2丁目

会員数：68社

部会長：土屋忠史氏（株大漁）

部会長より：伊勢町地区は駅前中心街として古くから賑わってきました。飲食店を中心に様々なお店がございますので、皆さんもお気に入りのお店を見つけに是非来てみてください。

女性部コーナー

—第40回通常総会・創立40周年記念式典を開催しました—

4月17日、女性部第40回通常総会が松本市のアルピコプラザホテルにて開催されました。

女性部におきましても本年度は役員改選の年となり、通常の議案と共に役員改選案も提出、無事承認され、これまで4期8年にわたり女性部長をおつとめいただいた作田永子さん（有）大信オートボデー）が退任され、新たに小林秀子さん（プロテクト株）が就任



小林新女性部長



本間友美先生

されました。

総会に続いて、40周年記念式典も行われ、大勢のご来賓や歴代女性部長さんなどにもご出席いただき、これまでの活動の歴史を振り返りました。また記念プログラムとして松本市蟻ヶ崎にございます「本間友美バレエ教室」

から、本間友美先生と生徒さんたちをお迎えし素晴らしいバレエを鑑賞し、参加者一同大いに感動いたしました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。



素晴らしいバレエをありがとうございました

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

▲ サンリン 株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030代
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

平成31年度
前期税務研修会

『消費税の軽減税率制度・平成31年度税制改正について』

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。
なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

*講師：松本税務署担当官（松本会場（A～Eブロック）は全て14:00～、大同生命松本ビル1F 第一会議室にて行います。）

日 程	部 会	時 間（松本各ブロックは14:00～）	会 場
5月10日(金)	上高地・白骨温泉旅館部会	15:30～研修会・16:40～総会	アルピコプラザホテル
5月13日(月)	山形部会	15:00～研修会・16:10～総会	山形村商工会
5月14日(火)	安曇部会	16:00～研修会・17:10～総会	松本商工会議所 安曇支所
5月15日(水)	三郷部会	15:00～研修会・16:10～総会	安曇野市商工会 三郷支所
5月16日(木)	堀金部会	15:00～研修会・16:10～総会	安曇野市商工会 堀金支所
5月17日(金)	奈川部会	15:00～研修会・16:10～総会	松本商工会議所 奈川支所
5月21日(火)	波田部会	15:00～研修会・16:10～総会	松本市波田商工会
5月22日(水)	筑北部会	15:00～研修会・16:10～総会	麻績村商工会
5月23日(木)	梓川部会	15:00～研修会・16:10～総会	松本商工会議所 梓川支所
5月24日(金)	朝日部会	15:00～研修会・16:10～総会	朝日村商工会
6月3日(月)	川手部会	15:00～研修会・16:10～総会	安曇野市商工会 明科支所
6月4日(火)	松本Aブロック（中央・大手・深志 各地区と農協部会）		
6月5日(水)	塩尻部会	15:00～研修会・16:10～総会	ホテル中村屋
6月7日(金)	松本Bブロック （城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮渕・宮渕本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・ 蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田（各町）・渚・島内 各地区）		
6月10日(月)	豊科部会	15:00～研修会・16:10～総会	安曇野市商工会 豊科支所
6月14日(金)	松本Cブロック （城東・清水・元町・女鳥羽・埴橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・ 南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿（各町）・松原・並柳・ 中山・中山台・内田 各地区）		
6月19日(水)	松本Dブロック （本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮（各町）・両 島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区）		
6月21日(金)	穂高部会	15:00～研修会・16:10～総会	安曇野市商工会 穂高支所
6月26日(水)	松本Eブロック （野溝木工・芳川野溝・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・ 芳川小屋・村井町（各町）・笹賀・空港東・神林・今井 各地区）		



AIG 損保

法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松本支店

〒390-0814

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

5 月の予定

8 日税制委グループ会議 9 日税務入門（おさら
い）講座、青年部第一委員会、幹事会 10 日正副
会長会、理事会、上高地・白骨温泉旅館部会税務
研修会・総会 13 日山形部会税務研修会・総会
14 日女性部幹事会、安曇部会税務研修会・総会
15 日三郷部会税務研修会・総会 16 日堀金部会
税務研修会・総会 17 日奈川部会税務研修会・総

会 21 日波田部会税務研修会・総会 22 日筑北部
会税務研修会・総会 23 日梓川部会税務研修会・
総会 24 日朝日部会税務研修会・総会 29 日第 7
回通常総会 30 日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/4 月決算法人対象）
5 月 30 日（木）午後 2 時より大同生命ビル 1 階 第一会議室
同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する
説明会」

自動車税は 5 月 31 日（金）までに納めましょう

自動車税は金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでの納付のほか、ペイジー、インターネットサイ
トからのクレジットカード納付も可能です。（軽自動車除く）

納税通知書は 5 月上旬にお手元に届きますので、早めの納付をお願いします。

また、口座振替、ペイジー、クレジットカードで納付された場合は、領収書・納税通知書は発行されま
せん。納付後すぐに車検を受ける場合や、納税証明書が必要な場合は、金融機関等の窓口で納税してくだ
さい。

2019 シーズン

松本山雅 FC 主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリテ
ィー募金」を原資の一部として、2019 シーズンも
松本山雅 FC へのサポート（パートナーカンパニ
ー 10）を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チ
ケットをご希望される方に抽選でプレゼントいた
します。下記方法にてご応募下さいますようお願い
申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先（住所・電話番
号） ご希望される試合

お一人様 1 試合とさせていただきます。下の
『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合
日」と「対戦チーム」をご記入下さい。（ご希望
の試合に外れても、他の試合に当選される場合
もございます。）

上記 4 項目をご記入いただき、法人会事務局に
F A X（36 - 0839）で、5 月 17 日（金）までにご返
信いただきますようお願い申し上げます。（当選

者の発表はチケットの発送をもって代えさせてい
ただきます。）

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは 2 枚ございます。1 名の方に
ペアでプレゼント。
- ・今回は 6 月 1 日 [vs 清水エスパルス] ~ 8 月 31 日
[vs 大分トリニータ] までのチケットです。以降
の試合は後日ご案内いたします。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
14	6 月 1 日（土）	清水エスパルス	18:00
15	6 月 15 日（土）	ベガルタ仙台	19:00
17	6 月 29 日（土）	ガンバ大阪	18:00
19	7 月 13 日（土）	ジュビロ磐田	18:00
20	7 月 20 日（土）	サンフレッチェ広島	18:00
23	8 月 18 日（日）	名古屋グランパス	18:00
25	8 月 31 日（土）	大分トリニータ	19:00

【お問い合わせ】

法人会事務局（電話：0263-35-8080）

インフォメーションコーナー

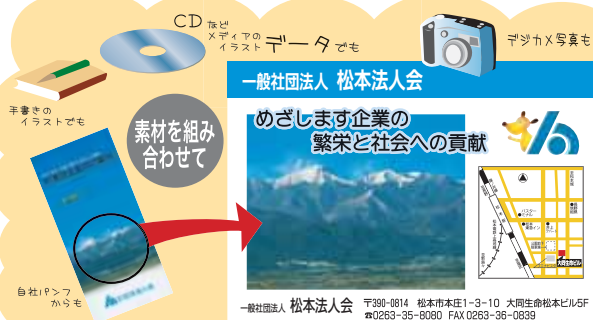
法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍻)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



～ 新元号は「令和」～



市民はもとより、観光客等多くの人々が鑑賞に訪れていました。

(忠地恵子副委員長)

平成31年4月1日新元号が発表されました。発表を受け、蟻ヶ崎高校の書道部員が揮毫した「令和」の書が信毎メディアガーデン1階ホールに展示され、地元

Le Milieu

北アルプス・安曇野ワイン特区第一号ワイナリー

Le Milieu

(ル ミリユウ)

Wine & Cidre Company

ぶどう栽培から醸造・販売まで
食卓の“真ん中(Le Milieu)”にワインを。
個性あるワイン造りを目指して。

お問合せは0263-62-5507まで

〒399-7201

長野県安曇野市明科七貴4671-1

URL: <https://le-milieu.co.jp/>

川柳コーナー

新しい

時代に願う

幸せを

少子化で

一年中が

こどもの日

連休に

ありがたみしる

保育園

新米

あとがき

祝賀ムードの中、新しい元号の時代が始まりました。まちでは、真新しいスーツ姿の新社人や大きなランドセルを背負った新入生達を見かけ、希望の春を感じさせられます。

本年3月、2年間通いました長野県シニア大学の平成最後の卒業生となりました。毎月2回の通学でしたが、筆記用具にお弁当、水筒を持ち各界から講師を迎えました。講義に新しい知識を得ることができました。170名余りの受講生が班分けされ嬉しい出会いの中、共にボランティア活動や遠足、食事会、そして修学旅行と、なんだかかかって経験した思い出作りを味わいました。これが第2の青春?卒業した今は少し淋しい気分です。

平成の時代に幕が下り、「令和」が始まりました。おだやかな日々が続く、いつか花開くようにと名付けられたそうです。手話では、蕾がふくらみ花が咲く様子が採用され、英語は美しい調和と訳されました。新しい時代のスタートラインに皆と共に立つ今、私は何を始めれば良いのか考えています。

(忠地恵子副委員長)

(本号編集委員)

忠地恵子

大沢利充)



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

(定価 1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社